

UBS新興国株式厳選投資ファンド

追加型投信／海外／株式

新興国株式を取り巻く環境について

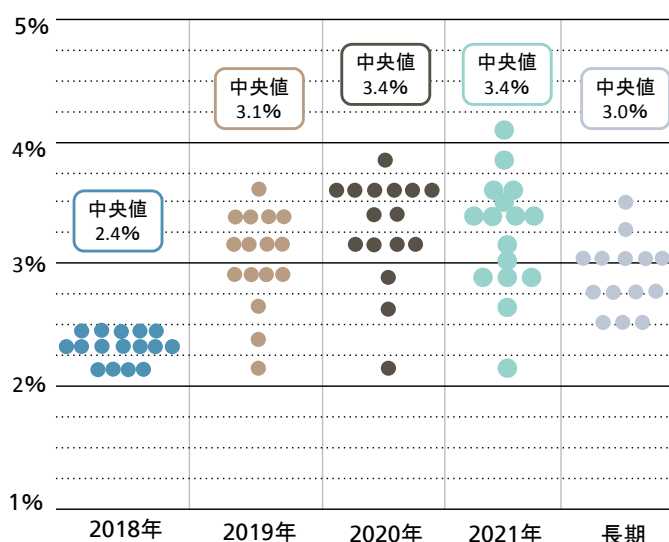


- 米国政策金利は、2020年にピークアウトの可能性
- 新興国株式市場は、米国の追加関税発動通過などから概ね回復傾向
- 不透明感の緩和による、新興国の堅調なファンダメンタルズへの注目の高まりに期待

1. 米国政策金利は、2020年にピークアウトの可能性

- 9月25～26日のFOMCで、予想どおり0.25%の利上げが実施され、FF金利は2%～2.25%となりました。
- 米国の政策金利は、リーマンショック前の水準に戻り、金融政策のスタンスは緩和的から中立に近づいたことが声明文から読み取られます。
- FOMCが公表した利上げ見通しの中央値で見ると、年内はあと1回(2018年合計で4回)、2019年に3回、2020年に1回、今回初めて公表された2021年分は0回となっており、2020年に利上げトレンドが終わる可能性が示唆されました。
- パウエル議長の記者会見では、米国経済の強さが強調されました。経済見通しにおいては、足元の米国経済の強さが反映され、2018年のGDPやインフレ率予想が上方修正されました。
- 一方で、2021年に向かって米国経済は減速するというのが大勢で、PCEコアインフレ率の見通しは、前回6月から変更されませんでした。今回新たに公表された2021年も+2.1%となり、向こう3年間はインフレ率が2%近傍で推移するとの見方が示されました。
- 米国の政策金利は、2020年にピークを迎えることが示唆されたことや、長期見通しが3.0%と予想されていることから、米国国債利回りの上昇余地は限定的であると見られます。
- 米国金利上昇に対する不透明感の緩和は、新興国市場へのサポート材料になると期待されます。

■米連邦公開市場委員会(FOMC)参加者による米国政策金利見通し(2018年9月26日時点)



■米FRB理事・地区連銀総裁による米国経済金利見通し(中央値、%、前回6月→今回9月)

	2018年	2019年	2020年	2021年	長期
実質GDP	2.8→3.1	2.4→2.5	2.0→2.0	1.8	1.8→1.8
失業率	3.6→3.7	3.5→3.5	3.5→3.5	3.7	4.5→4.5
インフレ率(総合)	2.1→2.1	1.9→2.0	2.0→2.1	2.1	2.0→2.0
インフレ率(コア)	2.0→2.0	2.1→2.1	2.1→2.1	2.1	N/A
FF金利	2.4→2.4	3.1→3.1	3.4→3.4	3.4	2.9→3.0

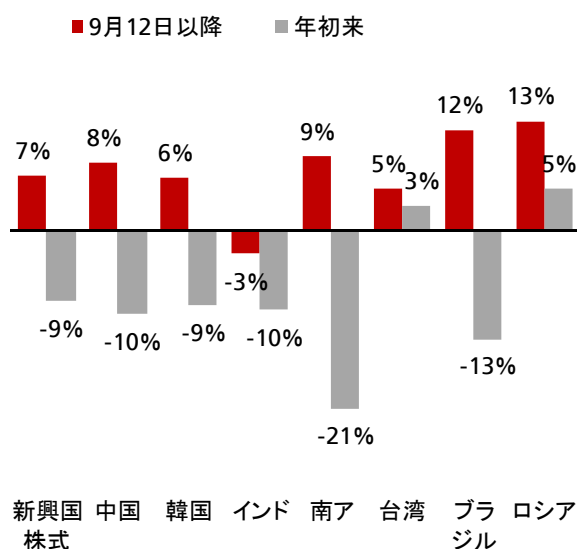
出所:FRB

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

2. 新興国株式市場は、米国の追加関税発動通過などから概ね回復傾向

- 9月12日に、米国は中国に対して貿易問題を協議するための閣僚級会議を再開するよう打診したと報道されたことなどから新興国株式は概ね上昇しました。
- 9月17日には、事前の報道通り、米国による対中貿易追加関税を24日に発動することが発表されました。米国による対象品目は2,000億ドル(約22兆円)で、発動済みの500億ドル分と合せて輸入額の半分に追加関税がかかることになりました。
- 中国も同日、対米報復措置を発表しましたが、米中貿易戦争の激化という材料自体は織り込み済みとみられ、米国が対中国への関税を10%に抑えるなど、経済への配慮が見えたこと、中国側も限定的な報復に留め、景気刺激策などのサポートを強めるとの期待が高まったことなどから、株式市場は概ね上昇の反応を示しました。

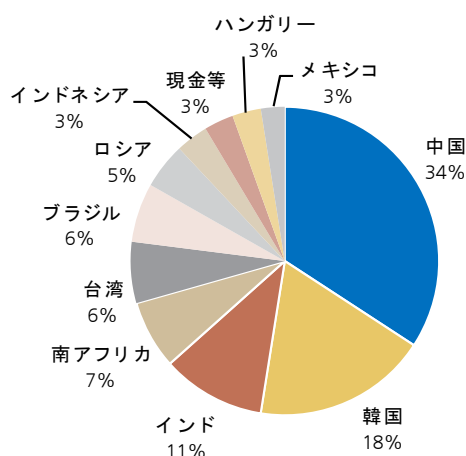
■新興国株式市場の騰落率
(円ベース、2018年9月27日現在)



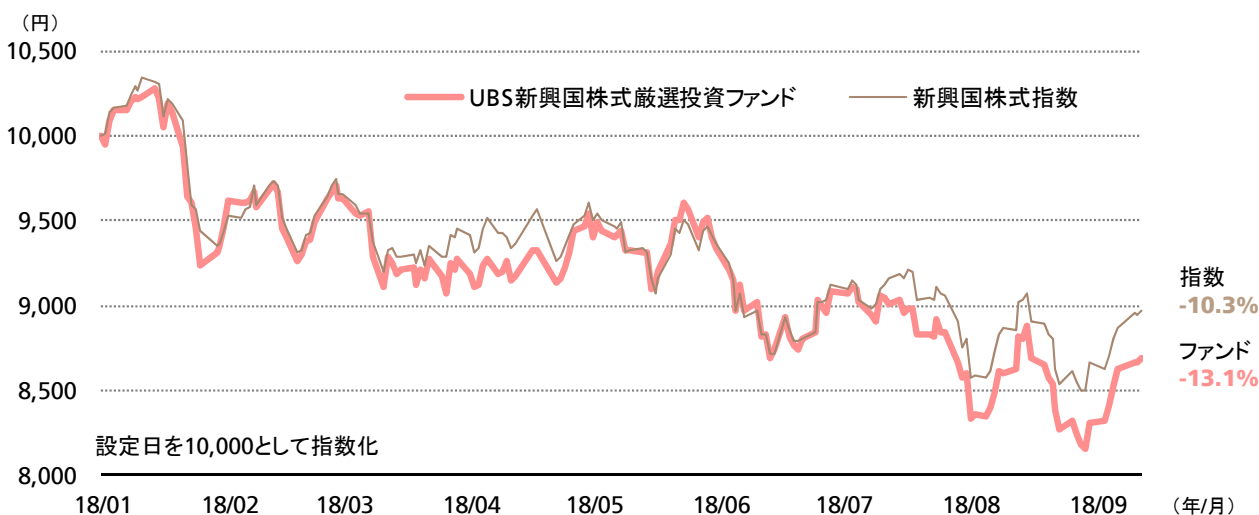
当ファンドの運用実績と今後の運用方針

- 米国金利が2020年にピークアウトする可能性や、米国の中国に対する追加関税発動通過など、新興国を取り巻く不透明感の緩和が期待されます。
- 不透明感が和らぐことで、新興国の堅調なファンダメンタルズへの注目が高まり、新興国株式の長期的な上昇トレンドへの回帰に注目しています。
- 基準価額は、足元で新興国株式の上昇に伴い回復傾向を示しています。国別構成では、中国34%、韓国18%、インド11%が上位となっています。
- 当ファンドは、引き続き、成長分野のカテゴリーリーダー企業に注目し、高い成長が期待される新興国企業に厳選して投資を行ってまいります。

■ファンドの国別構成比率(2018年8月末現在)



■設定来の基準価額と新興国株式指数の推移(2018年1月16日(設定日)~2018年9月27日)



出所:トムソン・ロイター

UBS新興国株式厳選投資ファンド: 分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)、新興国株式指数: MSCI新興国株式指数(税引き後、円ベース)
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

ファンドの特色

1. 新興国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。
2. 長期的な成長見通しとの対比で見た投資魅力度と相対的に高いクオリティを兼ね備えた新興国企業に厳選投資を行います。
3. UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

※資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

- 株式の価格変動リスク
- 集中投資リスク
- 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク
- カントリー・リスク
- 為替変動リスク

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.00%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.89%(税抜年率1.75%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
	委託会社	0.85% 委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※ 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		※ マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、香港の銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。
信託期間	無期限(2018年1月16日設定)
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後(2019年1月16日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回るようになったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年11月25日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ) UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド

販売会社	加入協会	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
商号等					
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	
UBS証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号	○	○	○	○

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込みをお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2018. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。